

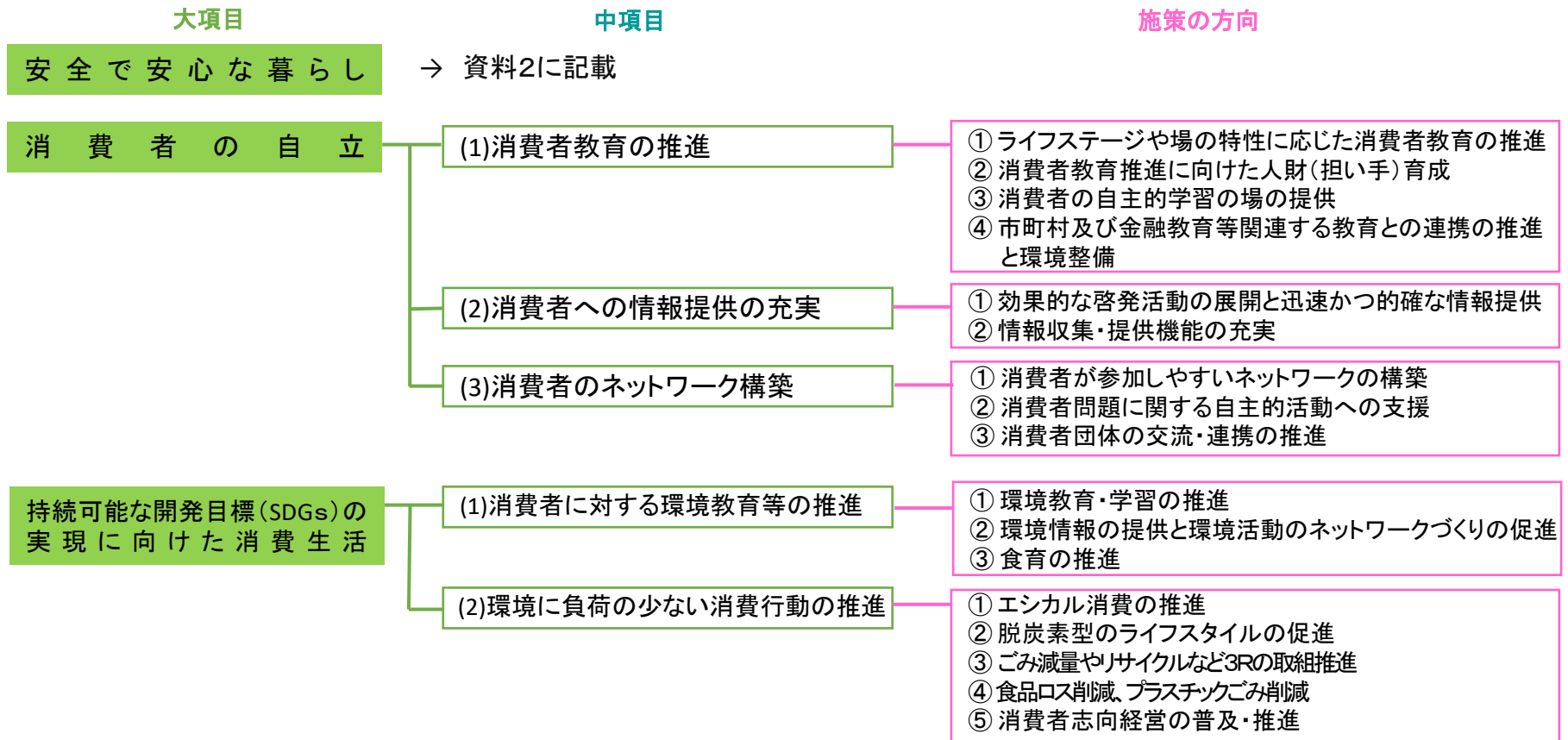
県の消費者教育推進に向けた主な取組について

I 概要

「消費者教育の推進に関する法律（消費者教育推進法）」の趣旨を踏まえ、消費者の自立を促し、個人が自ら判断し行動できる力を養うことができるよう、引き続き消費者教育の推進に取り組むほか、学校、大学等、地域における消費者教育をさらに推進していくための環境づくりに取り組んでいくこととしている。

また、消費者教育推進計画としての性格を併せ持つ第4次青森県消費生活基本計画では、消費者教育推進に関連した基本的な柱として「消費者の自立」と「持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた消費生活」を掲げており、県消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互の連携のもと、消費者教育推進に取り組んでいる。

【第4次青森県消費生活基本計画関連施策体系図】



II 令和6年度の取組方向

消費者の自立

(1) 消費者教育の推進

① ライフステージや場の特性に応じた消費者教育の推進

○ 中学校における消費者教育

R3.4～ 新学習指導要領全面实施

○ 高等学校における消費者教育

R4.4～ 新学習指導要領年次進行実施

○ 子育て世代に向けた消費者教育の推進

就学前の子どもを持つ親を中心とした子育て世代の意識啓発を図るため、効果的な情報発信や普及啓発のための手法、啓発資料の内容等について検討のうえ、啓発資材等を作成・配布するとともに、SNSを活用した啓発を実施

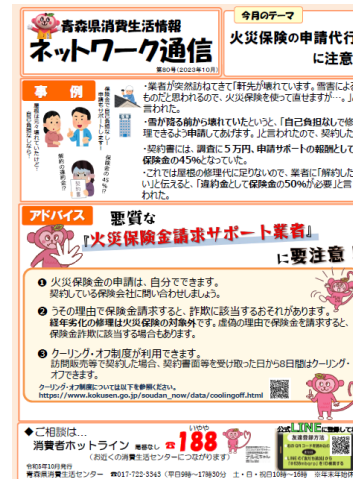
【R5作成動画】作成本数5本 各2万回配信



○ 消費生活情報ネットワークの構築

職域における消費者教育推進等のため、事業所の従業員等に、県などが提供する消費生活に関する情報を伝えるネットワークの構築に向けて、県内の事業所等に協力を依頼〔R6年3月時点 67団体(2,977事業所)登録〕

登録団体に対しては、消費者トラブル事例等を紹介する「消費生活情報ネットワーク通信」を月1回作成して提供し、各事業所において掲示・呈覧等により従業員へ周知



消費生活情報「ネットワーク通信」

○ 出前講座の開催

学校、市町村、公民館、社会福祉協議会、消費者団体などからの依頼により講師を派遣し、消費生活に関する講座を開催

〔 令和5年度の実績
全74回、3,327人〔中学・高校：14回、1,067人／大学等：2回、220人／地域：58回、2,040人〕 〕

○ 消費生活大学講座の開催

多様化する消費生活に消費者自らが主体的・合理的に対応し、行動するために必要な知識を継続的に学習する連続講座を開催

- 開催回数 6回(予定)
- 会場 県民福祉プラザ 県民ホール
- 対象者 消費者問題に関心があり、学習意欲のある方
- アーカイブ配信 開催後3日後から2週間

〔令和5年度の実績 全6回 参加者数：延べ674人〕



【参考】青森県内高等学校における実践的な消費者教育の実施状況(令和5年度)

青森県調査

設置者	学校数	R5実施校数	R5実施率	(参考) R4実施率	R4からの 増減
県立	61校	58校	95.0%	88.4%	6.6ポイント
私立	17校	15校	88.2%	88.2%	なし
国立	2校	2校	100.0%	100.0%	なし
計	80校	75校	93.7%	88.9%	4.8ポイント

※令和3年度までは、消費者庁が全国的に実践的な消費者教育の実施状況を調査していましたが、令和4年度から同庁による調査が中止となったため、県独自に調査を実施している。

〔実施校〕

資料の配布を含め、教科書以外の教材等(下記参照)を活用している高等学校を実施校と判断している。

- ・地方公共団体や金融庁等、消費者団体等で作成している教材等(動画含む)を活用している(一部の活用でも可)
- ・その他、チラシ・新聞等を活用(一部の活用でも可)

(例)地方公共団体(消費生活センターを含む)ウェブサイトで公表している啓発チラシ、パンフレット、プレスリリース資料

消費者庁等がウェブサイトで公表している啓発チラシ、パンフレット、プレスリリース資料

消費生活相談員等が作成した過去の出前講座等の資料

消費者被害等に関する新聞記事・雑誌・テレビ番組

- ・消費生活相談員など外部講師による消費者教育に係る出前講座を実施

② 消費者教育推進に向けた人財（担い手）育成

○ 消費者教育についての情報提供

青森県消費生活センターのウェブサイトにおいて、学校や地域等において消費者教育を実践するために役立つ教材等を提供するサイト等を紹介しているほか、高等学校における消費者教育の充実を支援するため、教員向け授業実践例等を提供

○ 消費生活情報ネットワークの構築（再掲）

職域における消費者教育推進等のため、事業所の従業員等に、県などが提供する消費生活に関する情報を伝えるネットワークの構築に向けて、県内の事業所等に協力を依頼

③ 消費者の自主的学習の場の提供

○ 消費生活サポーター研修会の開催

地域における消費者教育の担い手となる消費生活サポーターの育成を図るための研修会を開催

○ 消費者教育・金融教育に関する講座、事業等についての情報提供

ホームページ等により、消費者教育・金融教育に関する講座、事業について情報提供

○ 展示事業等の実施

消費生活情報提供コーナー（県民福祉プラザ2階）での情報提供を実施するとともに、パネルやビデオの貸し出しを実施

また、消費生活センターホームページやSNSを活用し、情報発信を強化



情報提供コーナー

④ 市町村及び金融教育等関連する教育との連携の推進と環境整備

- **金融学習グループ等各種団体等への講師派遣**(県金融広報委員会)
金融経済問題、生活設計、こどもの金銭教育(ものやお金を大切に教育)、中高校生向け消費者教育をテーマとした各種講演会、学習会等の講師・助言者として金融広報アドバイザーを派遣
- **金融・経済講演会(くらしとおかねのセミナー)の開催**(県金融広報委員会)
- **市町村への金融経済情報の提供**(県金融広報委員会)
作文・小論文募集案内チラシやセミナーチラシ等を配布
- **J-FLEC(金融経済教育推進機構)の広報活動**(県金融広報委員会)

(2)消費者への情報提供の充実

① 効果的な啓発活動の展開と迅速かつ的確な情報提供 ② 情報収集・提供機能の充実

○ 消費生活情報誌の発行

消費者トラブル未然防止のための啓発や消費者関係法令等の改正その他消費生活に関する情報を掲載した消費生活情報誌「消費者情報あおもり」を発行
[年2回(9月/2月)発行 各1万2千部]

○ 特殊詐欺や消費者被害防止に関する啓発活動の実施

5月消費者月間に合わせたパネル展示など特殊詐欺や消費者被害の未然防止に向けての啓発活動を実施

○ 全国消費生活情報ネットワークシステムの活用

国民生活センターと回線で結ばれている全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を活用し、消費者トラブル事例等の注意喚起や相談状況などの情報提供を実施



(3)消費者のネットワーク構築

- ① 消費者が参加しやすいネットワークの構築
- ② 消費者問題に関する自主的活動への支援
- ③ 消費者団体の交流・連携の推進

○ 消費者教育・金融教育に関する講座、事業等についての情報提供(再掲)

ホームページ等により、消費者教育・金融教育に関する講座、事業について情報提供

○ 展示事業等の実施(再掲)

消費生活情報提供コーナー(県民福祉プラザ2階)での情報提供を実施するとともに、パネルやビデオの貸し出しを実施

また、消費生活センターホームページやSNSを活用し、情報発信を強化

持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた消費生活

(1)消費者に対する環境教育等の推進

- ① 環境教育・学習の推進
- ② 環境情報の提供と環境活動のネットワークづくりの促進
- ③ 食育の推進

○ 環境教育推進事業(環境政策課)

環境教育の担い手として育成した環境教育専門員と地域のNPOとの協働により、小学校において環境出前講座を実施するとともに、子どもたちが地域において主体的に環境学習や実践活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援

○ みんなが食育アクション事業(食ブランド・流通推進課)

県民が健全な食生活を生涯にわたって実践していくため、あらゆる世代で食育活動を展開するとともに、食育活動を担う指導者の育成と、共食の場に対する支援を実施

(2)環境に負荷の少ない消費行動の推進

① エシカル消費の推進

○ エシカル消費の認知度向上に向けた普及啓発

エシカル消費の認知度向上に向け、商業施設等の場を活用した普及啓発や県イベント等における普及啓発品の配布を行う。

② 脱炭素型ライフスタイルの促進

③ ごみ減量やリサイクルなど3Rの取組推進

④ 食品ロス削減、プラスチックごみ削減

⑤ 消費者志向経営の普及・推進

○ 環境にやさしい農業の拡大(農産園芸課)

有機農業、県特別栽培農産物、エコファーマー等土づくりを行い、化学肥料、化学合成農薬の使用を控えた、環境に負荷の少ない農業による農産物の生産拡大を図るため、優良事例の収集・調査や研修会開催を実施

○ もったいない・あおもり県民運動の展開(環境政策課)

もったいない・あおもり県民運動推進会議を開催し、3R(リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生使用)の3つ)及び地球温暖化対策の取組を推進

○ リサイクル製品認定推進(環境政策課)

資源の循環的な利用と廃棄物の減量を促進するとともに、リサイクル産業の育成を図るため、県内から発生する循環資源を原材料としたリサイクル製品を知事が認定し、認定リサイクル製品の使用を推進

